

現役処理業者が解説

専ら物の秘密



専（もっぱ）ら物ってなに？

第7条第1項ただし書及び第6項ただし書並びに第14条第1項ただし書及び第6項ただし書

専ら再生利用の目的となる廃棄物

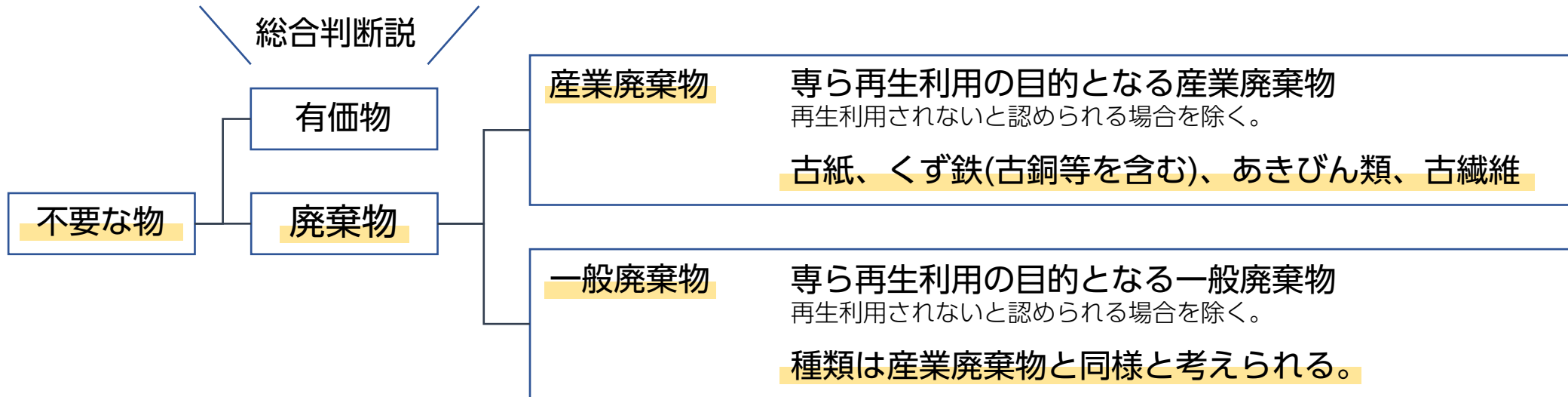
通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（抜粋）

公布：昭和46年10月16日 環整43号

古紙、くず鉄(古銅等を含む)、

あきびん類、古繊維

専ら物に関する法体系



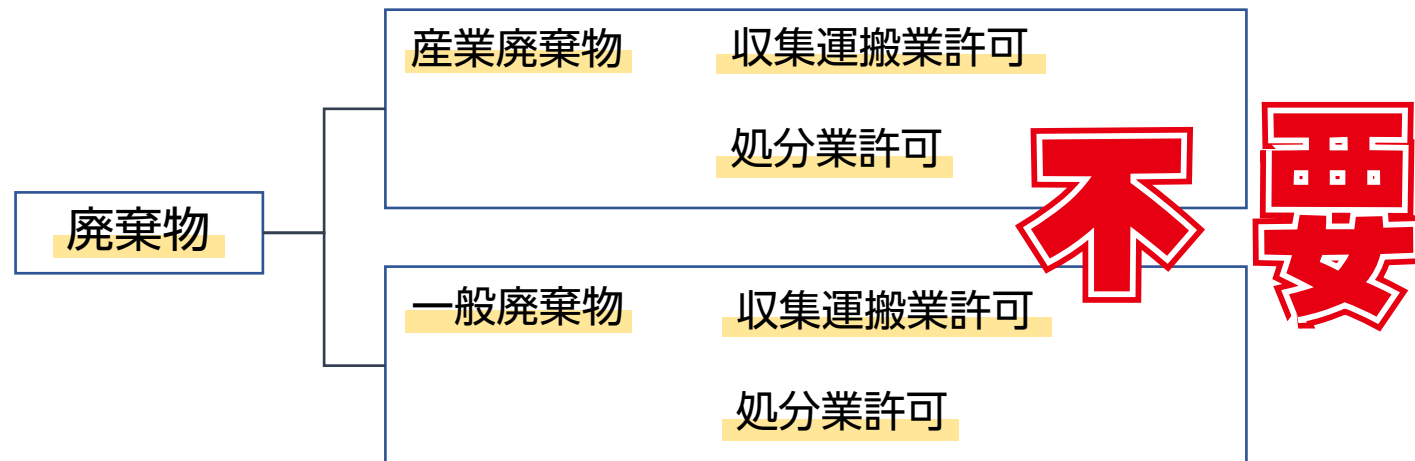
専ら物は廃棄物

再生利用されないと認められる場合には、通常の産業廃棄物又は一般廃棄物となる。

廃棄物処理業の許可は？

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者については、その業を行うに当たって廃棄物処理業の許可は不要とされています。ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には当該許可が必要となります。

専ら再生利用の目的となる廃棄物以外の廃棄物の処分等を主たる業として行っている者であっても同様であり、当該専ら再生利用の目的となる廃棄物の収集若しくは運搬又は処分については、廃棄物処理業の許可は不要です。



専ら物の留意点

専ら再生利用の目的となる廃棄物を処理（再生）するにあたり、排出事業者に処理料金を請求することはできるの？

処理料金を請求できます。

専ら再生利用の目的となる廃棄物は、有価物（取引価値などがあるもの）ではなくあくまで廃棄物です。廃棄物であるために「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用を受けます。専ら再生利用の目的となる廃棄物は、廃棄物処理業の許可を不要とするなどの例外はありますが、処理料金を請求できないなどの規制はありません。よって、適正に処理（再生）するために必要な処理料金は排出事業者に請求することができます。

専ら物の留意点

専ら再生利用の目的となる廃棄物を処理（再生）するにあたり排出事業者と処理業者は処理委託契約書を締結しないといけないの？

**産業廃棄物に該当する場合に限り、
処理委託契約書の締結が必要です。**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第十二条（事業者の処理）

第6項事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第六条の二(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

法第十二条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

四 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、環境省令で定める書面が添付されていること。

専ら物の留意点

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は交付しなくてもいいの？

交付する義務はありません。

ただし、廃棄物を適正管理にするために、産業廃棄物管理票の運用が望まれます。

※産業廃棄物管理票を交付しなければ、産業廃棄物管理票交付等状況報告書も不要です。

施行規則

第八条の十九第三号（産業廃棄物管理票の交付を要しない場合）

専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に当該産業廃棄物のみの運搬又は処分を委託する場合

専ら物の留意点

車両表示義務や書面の携帯などの義務はあるの？

事業者自らが専ら再生利用の目的となる産業廃棄物を運搬する場合に限り必要です。

施行規則

(運搬車を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る基準)

第七条の二の二 令第六条第一項第一号イの規定による表示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項を車体の両側面に鮮明に表示することにより行うものとする。

三 産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨、氏名又は名称及び許可番号（下六けたに限る。） ← これに収集運搬業者は該当せず。

大阪府

産業廃棄物の処理委託（FAQ）

「専ら物」を取り扱う業者は産業廃棄物処理業の許可が不要であるため、廃棄物処理法で定める産業廃棄物収集運搬業者や産業廃棄物処分業者ではありませんので産業廃棄物処理基準も適用されません。しかし、「専ら物」を取り扱う業者の施設に排出事業者が自ら搬入する場合は、排出事業者による自家運搬であって、産業廃棄物処理基準（運搬車への表示及び書面の備え付けを含む）が適用されることに留意してください。

深読みの迷走

専ら再生利用の目的となる廃棄物の謎

なぜか具体的な内容は通知分のみ

第三節 産業廃棄物処理業

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、の目的となる産業廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

(通知) 昭和46年10月16日環整43号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について

第3 産業廃棄物に関する事項

4 産業廃棄物処理業

産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。

深読みの迷走

専ら再生利用の目的となる廃棄物の謎

なぜか廃棄物の種類ではなく名称で指定 他にも該当する廃棄物がありそうな・・・

産業廃棄物だけが、もっぱら再生利用の目的となる廃棄物を明示しているのか。
施行令で定めた産業廃棄物の種類の名称ではなく、一般的な名称なのか。

古紙（紙くず）、くず鉄（金属くず）、あきびん類（ガラスくず）、古繊維（繊維くず）

もっぱら再生利用の目的となる廃棄物に該当するかについて争った裁判で、最高裁の判例では、もっぱら4品目に該当しないから違法ではなく、その物の性質及び技術水準等に照らし再生利用されるのが通常である産業廃棄物をいうと解するのが相当である。との見解を示した。